

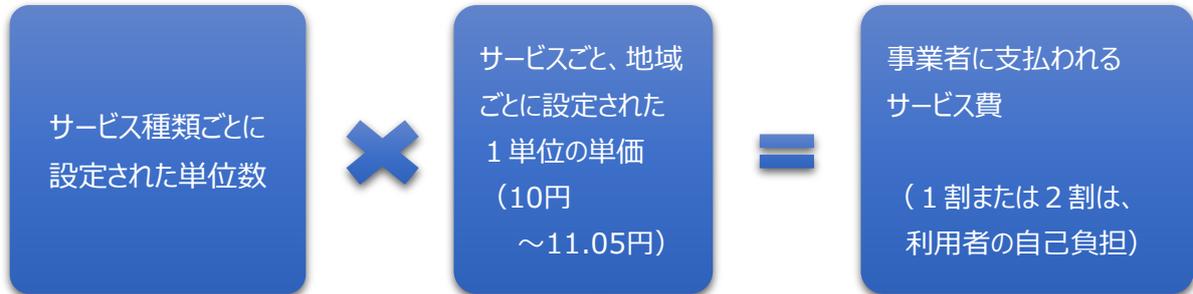
介護報酬算定の基本的なしくみ

■ 地域区分とは

介護報酬の単価設定に用いる地域ごとの上乗せ割合の区分

※目的：介護従事者の人件費における地域差を介護報酬（単価）に反映するため

■ 介護報酬の算定



※1単位の単価は、10円を基本として地域ごと・サービス種類ごとに人件費の地域差分の上乗せを加えたもので以下の表のとおり定められています。

■ サービス種別・地域区分別 1単位の単価（地域区分の一覧は裏面参照）

サービス種類※1	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	その他
● 居宅療養管理指導 ● 福祉用具貸与	10円					
● 訪問介護 ● 訪問入浴介護 ● 訪問看護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 夜間対応型訪問介護 ● 居宅介護支援 ● 介護予防支援	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10円
● 訪問リハビリテーション ● 通所リハビリテーション ● 短期入所生活介護※2 ● 認知症対応型通所介護 ● 小規模多機能型居宅介護 ● 看護小規模多機能型居宅介護	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	
● 通所介護 ● 短期入所療養介護 ● 特定施設入居者生活介護 ● 認知症対応型共同生活介護 ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ● 介護老人福祉施設 ● 介護老人保健施設 ● 介護療養型医療施設	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	

※1 サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む

※2 平成27年4月から人件費割合を変更（45%→55%）。

例 訪問介護の場合

- 3級地：15% $10円 + 10円 \times 0.15 \times 0.7$ （訪問介護の人件費係数） = 11.05
- 2級地：16% $10円 + 10円 \times 0.16 \times 0.7$ （訪問介護の人件費係数） = 11.12

■平成27年度から平成29年度までの間の地域区分の適用地域

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%
地域	東京都 特別区	東京都 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四条畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市 千葉県 船橋市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東村山市 国立市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 新座市 千葉県 成田市 佐倉市 習志野市 市原市 四街道市 東京都 三鷹市 青梅市 清瀬市 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 大和市 伊勢原市 座間市 寒川町 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 福岡県 福岡市
地域数	23	5	21	18	47

※この表に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする。